



発行所 愛媛県喜多郡 長浜町役場 印刷所 岸本印刷所

Table with 2 columns: Category (男女計, 世帯数, 出生, 死亡, 結婚, 離婚) and Value (8,584, 1,717, 28, 70, 6, 0).

お互に助けあいましょう

町の目標額

今年もみなさんのご協力を 「赤い羽根共同募金」

三十三万二千圓



社会の人々が、お互いに助け合おうと、手をつなぐ精神が、家庭や、隣りの人々の間に、始まり、時代と共に大きく育つて来ましたが、すべての国民が社会人としての善意を寄せて、それを社会福祉の為に有効に役立てようとする共同募金運動……

八月一日から実施 老人福祉法が できました

戦後老人の生活は社会環境の著し、変動、私的扶養の増進など、不安定な

口増加の傾向と相まって一般国民の老人問題への関

心がかたまり、老人福祉の望まれてきたため、本法の制定となつたのです。この法律は、本年八月一日から実施され、老人福祉に

みんな長生きをしましょう

町内で百才以上は一人

松岡ロクさん

九月十五日は、「としよりの日」でした。この日は、「老後を明るく」をモットーに健康でゆたかな生活設計をみんな

松岡さんは、耳は遠いですが、元気に暮らしておられます。

- 浦上タミ (長浜) 黒田マツエ (松岡) 堺儀一郎 (松岡) 上田ハナヨ (松岡) 野口ケイ (青島) 津由八十六 (今坊) 兵頭カヤ (楯生) 松本伊勢吉 (松岡) 上田ヒサ (大野) 大野ワキ (豊茂)

九月十五日現在で 基本選挙人名簿をつくりま

長浜町選挙管理委員会では、毎年九月十五日現在で、基本選挙人名簿をつくり

- 1、名簿調整現在期日 九月十五日 2、名簿調整期間 九月十六日～十月三十一日まで 3、縦覧期間 十一月五日から十一月十九日まで 4、異議決定期間 異議の申し出を受けた日

- (1) 積極的要件 (イ) 日本国民であること。ただし、日本国民であつても、戸籍法の適用を受けない方は、当分の間選挙権が停止されていますから、名簿には登録されません。(ロ) 満二十才以上の方であること。

- (2) 欠格事由 (イ) 禁治産者 (ロ) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの方 (刑の執行猶予中の方を除く) (ハ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの方 (二) 法律で定めるところにより行なわれる選挙投票および国民審査に関する犯罪により、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の方。

十月一日から実施 世帯主七割給付 国保

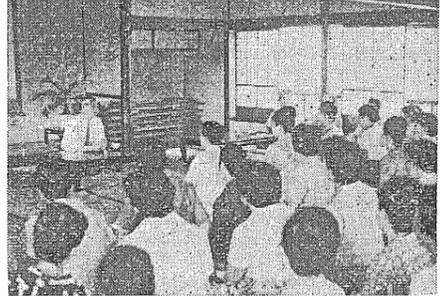
このたび、国民健康保険一日から、国民健康保険の法が改正され、きたる十月

被保険者のうち、世帯主に

盛會であつた 初のサービス業 従事者講習會

町商工会および、町観光協会で、去る七日午後一時から午後四時まで、備中屋で、初のサービス業従事者講習會を開きました。

この地区は、昭和三十七年度から、三年計画のもとに総事業費一億四千五百万円、農業構造改善事業(柑橋栽培)に着手した



熱心に話に聞きいる サービス業従事者

旅館組合長、宮崎清治氏を講師に招いて講習會を開いたものです。この講習會は、町で初めての講習會であつて、関係者五十数名があつたり、熱心に受講しました。

環境衛生推進 協議會発足

長浜町環境衛生推進協議會が、去る九月四日午前九時から長浜町消防館で開かれました。

町議會議員 農改パイロ ツト地区を 視察

長浜町議會議員一行は、去る八月十七日、静岡県清水市原(いはら)地区の農業構造改善パイロット指定地区の現況を視察しまし

喜多郡町村議 會議員大會の 開催

喜多郡町村議會議長會では、去る八月十七日午前十一時から長浜高等学校で、第十三回喜多郡町村議會議員大會を開催しました。

二十名が参集、久松知事など多数の来賓も臨席され、盛大なうちに熱心な研修が行なわれた後、つぎの事項が決議されました。

- 一、議會制度の確立と地方議會の権威昂揚を期する 二、農業構造改善事業の適正な推進を期する 三、土木事業などの県費補助の増額を期する。

- 出席者(長浜) 中村権六(議長) 木下喜四郎(下須成) 福村輝教(白滝) 西岡淳夫(今坊) 出席者(松岡) 松本伊勢吉(議長) 上田ヒサ(大野) 大野ワキ(豊茂)

考えましよう

もうかる農業

経営調査に見る所得の格差

去る八月に、関係技術者および産業課振興係による町内精農家の基幹作目となる作物を重点とした経営調査を行いました。

この調査は、将来当町の農業をもうかる農業にするためには、どのような作物を、どの位つくるか、また、設備、労力、道路開発などをどのように改善すべきかを研究するため、重要な資料となるものです。

この調査の対象として、各地区共精農家で標準以上の耕地面積、設備などを保有され、さらに計画的に経営されている農家で果樹を中心としたもの十戸、酪農中心のもの十戸、養蚕におもきをおくもの五戸、計二十一戸を選びました。

では各作目について紹介を致しました。

まず、第一に総合的な農家所得を考えた場合、町内で地域間の所得の格差が将来おこるであろうと思われていたが、現実には海岸地帯のみかん農家と、大和白滝などの中山間地帯との所得格差が、はつきりとあらわれてきました。

一例を示しますと、同じ耕地面積を有する海岸地帯のA農家と、中山間地帯のB農家を比較すると第一表のようになります。

この表で海岸地帯と中山間地帯との労働日数と純所得とをよよくくらべて見て下さい。

A農家の労働日数三百三十三日に対しB農家は四百四十九日で約百十日多くの耕地面積、設備などを保有され、さらに計画的に経営されている農家で果樹を中心としたもの十戸、酪農中心のもの十戸、養蚕におもきをおくもの五戸、計二十一戸を選びました。

「農村振興の基礎は、道路の整備にある」とする町長の考え方に、第二表を見て下さい。

この表は同じ海岸地帯で道路のある地区とない地区との比較対象表です。

道路の整備は、農業を近代化するために最優先して解決せねばならない事項で、道路の整備は、用地もつづれます。多額の負担もかかります。自分の一代だけを考えては、中々思いつけないでしょうが、農業を企業化する第一条件が道路の整備にあることを思うと、将来も農業経営に力をつけていこうとする限り、どうしても、実施しなければならぬ事柄です。

次は稲作です。

稲作は、古来から最高のものとされてきましたが、他家としての採算は第三表のように、中、山間地帯の十アールあたりの収量の少ないところや、耕作距離のある場所、あるいは水が常時不足するところは、一俵あたりの生産費に約二千元の差がでていますが、しかし地域間の差額はあまりなく、労働報酬も平均して一日八百円に近づいておられます。

補作目としては、やはり有望なものの一つとすることが出来ます。

第三番目には、酪農についてふれてみます。

酪農は個人間の技術差が大きいですが、比較的安定して乳量が増え、比較的高い価格で売れるため、近年価格が上昇傾向にあるようです。

酪農経営は、乳価と大きく牛の導入についても、優良牛の導入によつて年間のさく乳量が増え、また、酪農経営は、年間労働日数が多いから、道路が開設されていない地帯では諸経費が多くなります。

第四番目は養蚕です。

養蚕は、近年価格が上昇傾向にあるので、昭和三十四年から昭和三十四年の間、不況時代を克服してこれた方は、果樹に次ぐ労働報酬がでています。

第五番目は、現在、非常に良い結果がでています。

経営面積が少ないため、専業農家はありますが、桑園と飼育所との距離が近く、かつては労働日数が多いから、土地の集団化とか経営改善が必要となる訳です。

第五番目は、道路が開設されていない地帯では諸経費が多くなります。

飼料畑については、一頭あたり、平均十五アールを確保し、自給飼料に不足した分は、粗収入の四十%以下にしない限り、一日あたりの労働報酬が五百円以上にはならないようです。

第四番目は養蚕です。

養蚕は、近年価格が上昇傾向にあるので、昭和三十四年から昭和三十四年の間、不況時代を克服してこれた方は、果樹に次ぐ労働報酬がでています。

第五番目は、現在、非常に良い結果がでています。

経営面積が少ないため、専業農家はありますが、桑園と飼育所との距離が近く、かつては労働日数が多いから、土地の集団化とか経営改善が必要となる訳です。

第五番目は、道路が開設されていない地帯では諸経費が多くなります。

これは、技術上の問題や栽培方法、土地、気象などの条件によつて、大きな差が生じて来ますので、標準収入がつかみにくい作目というのを証明しているようにです。

以上、六作目についての内容紹介を致しましたが、基本的には、「作物の選定を慎重に行わねばならない。」の一語につきるようです。

「有線放送」や、「広報ながし」で、たびたび強調しておりますように、採算を考えないで、道路をつけたり施設をつくるのみに重きを置くと、投資ばかりとなり負債の償還もできなくなり、農業構造の改善は、失敗します。

借金、負担金を償却する財源をうみだす見込みの立つ作目を選び、計画を立てる事が、農業構造改善の根本です。

第1表 海岸地帯と中山間地帯との所得格差 10アール当り純所得平均 海岸 62,800円 中山間 31,700円

地域名	全耕地面積	経営の代表作物	家族労働者数	年間労働日数	農機具の総額	収入	諸経費	純所得	経費率	家族労働日数	家族労働日当り純所得	備考	
(A) 海岸	1.1	稲作15a みかん55a 幼木35a	6	(延) 333	361,200	905,000	221,400	691,600	25	166,500	525,100	2076	稲作は自家用、みかんは専業農家
(B) 中山間(大和白滝)	1.0	稲作27a 酪農2頭飼畑40a 養蚕30ア(2625K)	(5) (2)	(延) 449	350,000	668,450	351,380	317,070	47	224,500	92,576円	706	稲作は自家用、酪農は販売、養蚕の複合農家

(注) 算定基礎、米1俵5,000円みかん3,750円当200円酪農、養蚕共販売価格、家族労働は1日当り500円均一農業、肥料、借入金などを諸経費として実際に使った額を計上しました。なお、農機具、建物、固定資産税、その他諸負担金は諸経費として差引いてあります。

第2表 道路開設と未開設農家との所得上の比較表 (みかん農家の一例) 10a成木園の純所得 A農家186,000円 B農家124,500円

種別	(みかんに対する)年間労働日数	経営の内容	生産量	備考
A 道路のある農家	273	成木園計	55a 35a 905a	14 黒田地区
B 道路のない農家	372	成木園計	30a 30a 60a	8.6 今坊地区

第3表 稲作における実態 (全町) 平均10アール当り純所得(23,300円)

地域名	面積	収穫高	粗収入	諸経費	純所得	稲作農業としての企業収入	労働日数	純所得に対する労働報酬率	備考	
櫛生	30	18	92,700	21,500	71,200	42,700	23,500	1,249	23 2488	水田密集中間田
喜多灘	15	10	57,850	19,750	38,100	12,600	25,500	747	34 3645	山田で水不足田多
豊茂	54	61	309,300	101,100	208,200	95,200	113,000	921	32 3377	水田密集である経費労働力の過剰使用
下須成	52	30	157,500	58,477	99,023	30,023	69,000	718	37 3910	山間の水不足及管理
紫	55	29.5	149,364	54,400	94,964	51,424	43,000	1098	37 1987	水田密集コンクリート路及アゼ
白滝	32	17	88,200	44,600	43,600	18,100	25,500	854	50 3917	労賃多く中間田である

第4表 酪農の経営内容 1頭当り純所得(27,969円) 但し仔牛も含む

自家飼料(延)	飼料(延)	仔牛年間乳量	粗収入	諸経費	所得額	経費率	自家労働日数	自家労働日当り純所得	酪農企業1日当り労働報酬	備考		
265	8	4	26,446	108,120	811,550	272,570	75	485	242,500	30,070	562	優良血統牛のため搾乳期間をちぢめた
45	1	1	1820	135,790	63,444	72,346	46	142	71,000	1346	509	仔牛飼育による所得が減少標準農家と認め平均搾乳量
95	1	2	5,655	298,400	198,800	99,600	66	397	198,500	139445	250	和牛2頭年3回取替
42	1	1	4488	178,600	91,704	86,896	48	135	67,500	19,396	643	肥育
-	-	2	221,300	138,281	83,019	62	100	50,000	33,019	830	-	-

第5表 養蚕の経営内容 10アール当り平均所得額(54,400円)

桑園面積	採種量	粗収入	諸経費	所得額	経費率	自家労働日数	自家労働日当り純所得	養蚕企業1日当り労働報酬	備考		
29	100	330,244	428	68,329	176,099	28	126	63,000	113,099	1,397	胎川対岸に桑園を有するため労働力が多い
18	65	228	171,000	35,122	135,878	17	84	42,000	93,878	1,489	-
29	70	186,552	57,950	128,602	31	171	85,500	43,102	752	-	-
22	67	147,300	54,669	92,631	35	82	41,000	51,631	1129	-	-

第6表 タバコ栽培の内容 (10アール当り平均純所得51,500円)

作付面積	収量	粗収入	諸経費	純所得	経費率	労働日数	自家労働日当り純所得	タバコとして1日当り労働報酬	備考	
20	487	145,000	31,183	113,817	22	150	75,000	38,817	759	みかん幼木の間作として栽培
20	-	160,000	67,800	92,200	42	180	90,000	2,200	512	普通畑の一部みかん幼木の間作

第7表 トマトの栽培内容 (10a当り平均所得額99,875円)

作付面積	収量	粗収入	諸経費	所得額	経費率	労働日数	自家労働日当り純所得	トマトとして1日当り労働報酬	備考	
4	925	30,680	5,205	25,475	17	35	17,500	7,975	727	須次地区のA農家
6	3750	100,000	25,600	74,400	27	76	38,000	36,400	974	豊茂地区のB農家

これは、技術上の問題や栽培方法、土地、気象などの条件によつて、大きな差が生じて来ますので、標準収入がつかみにくい作目というのを証明しているようにです。

以上、六作目についての内容紹介を致しましたが、基本的には、「作物の選定を慎重に行わねばならない。」の一語につきるようです。

「有線放送」や、「広報ながし」で、たびたび強調しておりますように、採算を考えないで、道路をつけたり施設をつくるのみに重きを置くと、投資ばかりとなり負債の償還もできなくなり、農業構造の改善は、失敗します。

借金、負担金を償却する財源をうみだす見込みの立つ作目を選び、計画を立てる事が、農業構造改善の根本です。

告知板

◆所得税など免除や軽減申告、納税も延期されます

台風第九号による豪雨で被害を受けた納税者の方には所得税などの軽減が次のように取扱われます。

◆申告や申請などの延期

被害を受けた方は税務署に出す申告書や申請書その他届出などの書類や税金を納めることが期限内にできない場合は、最大二ヶ月までの期限の延長ができます。

◆災害減免と雑損控除

災害により「住宅」や「家財」に損害を受けた場合は、雑損控除の方法が有利な方法を選ぶことができます。

(1) 雑損控除による場合は、災害による損失額がその年の所得総額の十分の一をこえる部分の金額については、これを所得の総額から控除することができます。

なお三年間くり越しで控除をうけることができます。

(2) 災害減免法による場合は、この方法は、住宅や家財が半分以上の損害をうけ、しかも、その年の所得が百二十万円以下の場合に、次のような免除または、軽減がうけられます。

◎所得総額が五十万円以下の場合………全額免除

◎所得総額が五十万円を超え八十万円以下の場合………半額の軽減

◎所得総額が八十万円を超え、百二十万円以下の場合………四分の一の軽減

◆納税は猶予されます

(1) 所得税などの国税は納税者の申請書で納税の猶予が認められます。

(2) 納税の猶予は、納税の期限を延ばす申請をしていない場合でも猶予が延ばされています。この場合は延長している期限の翌日から納税の猶予がなくなります。

◆迷惑行為はみんなでしめ出しましょう

迷惑行為をなくするためには被害を受けた人はもちろん、その場に居合せたりまた、他人の被害を目撃したような人も、進んで警察へ届けるようにしましょう。特に、酔っぱらいの乱暴などは酒の上のことだからといって、とくなくきつめ入りの態度をとりがちですが、そのようには絶対禁物です。

みんなで協力してレベルに警察へ通報するなど、おたがいに団結して、小さなことでも、決して見のがさないという積極的な心構えが大切です。

◆台風シーズンの備えましよう。

天災は忘れられた頃に来るとか申します。台風が来る場合はラジオやテレビの情報を十分注意して不時の災難の起らないように備えましよう。

また、「ダム」の放水にも気をつけましよう。

